

商業(卸・小売業) から

労働災害 をなくしましょう!!

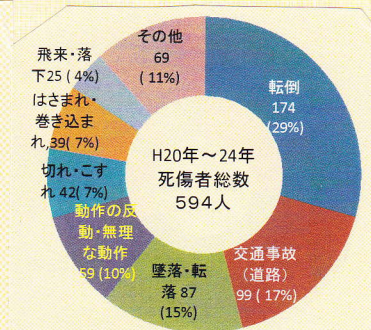


商業で働く人のうち毎年120人前後の方が休業4日以上労働災害により被災しています。

主な内訳は、建物や通路上での転倒災害が約29%、交通事故が約17%、墜落・転落災害による災害が約15%となっています。

規模29人以下の事業場において労働災害の6割弱を占めています。

また、50歳以上の労働者による災害が6割弱を占めています。(右図参照)



(労働者死傷病報告(休業4日以上)による。)

労働災害を防止するため、以下のことを実施しましょう

転倒災害の防止

- 1 通路は、滑りにくい材質のものにしましょう。
- 2 通路の段差を無くしましょう。
- 3 通路の水漏れはこまめに拭き取りましょう。
- 4 履物は滑りにくく、安定したものを履きましょう。

墜落・転落災害の防止

- 1 高所の床の端には、手すりを設けましょう。
- 2 階段には、手すりや滑り止めを設けましょう。
- 3 踏み台、脚立は安定させて使用しましょう。
- 4 椅子や机を踏み台にするのはやめましょう。

交通事故の防止

- 1 車等を運転するときは、睡眠時間を十分とって運転しましょう。
- 2 スピードを控える、車間距離を十分取る等交通ルールを遵守しましょう。
- 3 時間に余裕を持って行動し、ゆとりのある運転を行いましょう。

腰痛の防止

- 1 荷はできるだけ体に近づけて持ち上げましょう。
- 2 重い荷物を運ぶときは、無理をせず、複数で運びましょう。
- 3 中腰など無理な姿勢で長時間作業を行わないようにしましょう。
- 4 作業を行う前に腰痛予防体操を行いましょう。

その他の対策

- 1 労働者に対しての安全衛生教育を実施しましょう。
- 2 作業を行う前に作業手順等について話し合いましょう。
- 3 作業を行うときは、関係労働者との連絡を取るようにしましょう。
- 4 作業を行う場合は、作業指揮者を決め、その者に作業指揮を行わせましょう。
- 5 健康診断を実施し、健康管理を十分行いましょう。



もう一度下記労働災害防止対策についてチェックを!!

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② リスクアセスメントの実施の促進
- ③ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施
- ④ 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- ⑤ 雇入れ時、作業内容変更時における安全衛生教育の徹底
- ⑥ 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- ⑦ 職場における腰痛予防対策指針に基づく対策の徹底
- ⑧ 「食品加工用機械及び食品梱包機械に係るガイドライン」に基づく機械の安全化の促進並びに使用時の安全確保
- ⑨ 一般動力機械及び荷役運搬機械の点検整備の励行
- ⑩ 倉庫等での作業における安全な作業方法の徹底

労働災害発生 のしくみを理解して 労働災害防止対策を実施しましょう!!



企業の管理責任

安全衛生管理上の欠陥

間接的原因

- ①指揮命令権限が不明確
- ②責任体制の不備（機械・設備の管理、点検、運転責任者等）
- ③機械・設備導入時の事前評価の不備
- ④安全衛生パトロール等の不備（未実施、問題点の未指摘等）
- ⑤施工計画・作業計画の不備
- ⑥作業マニュアルの不備
- ⑦作業主任者の未選任・職務の励行の不備
- ⑧安全衛生教育の不備
- ⑨連絡調整、打ち合わせ等の不備



直接的原因

- (1) 機械・設備、原材料等物自体の欠陥
機械の故障、設備不良などをいいます。
- (2) 安全設備等の欠陥
安全カバー、電気設備の絶縁の不良、未設置などをいいます。
- (3) 作業場所、物の置き方等の欠陥
安全通路が確保されていない、機械等の配置の欠陥、物の置き方、積み方などの欠陥をいいます。
- (4) 保護具・服装等の欠陥
保護具・服装、履物等を指定していない、手袋の使用を禁止していないことなどをいいます。
- (5) 作業環境の欠陥
換気設備、照明設備などの欠陥をいいます。
- (6) 自然環境、外的要因による欠陥
自動車等の飛び込み、大雨による洪水、強風などを要因とする欠陥をいいます。
- (7) 作業方法の欠陥
不適切な機械、工具等の使用、作業手順の誤りなどをいい、管理監督者の教育、指導、命令、指示が悪いためなど、主として管理上の欠陥に基づき、作業者の作業方法に欠陥がある状況をいいます。
- (8) その他及び分類不能



不安全・不衛生な状態

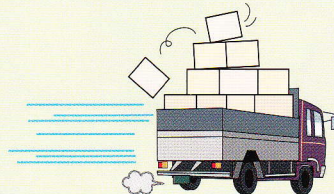
物的原因

人的原因

不安全・不衛生な行動

直接的原因

- (9) 安全装置等を取り外す
安全装置を取り外したり、調整を誤ることをいいます。
- (10) 安全措置等の不履行
機械等を不意に動かす、合図をせずに機械や物を動かす、物を放すことをいいます。
- (11) 不安全・不衛生な状態の放置
機械・装置等を運転したままその場を離れたり、機械・装置、工具、材料等を不安全または不衛生な状態で放置することをいいます。
- (12) 危険または有害な状態を作る
荷などの積み過ぎ、危険な物を混ぜ合わせるなどをいいます。
- (13) 機械等の指定外の使用
欠陥のある機械・装置、工具、用具を用いたり、指定以外の方法で使用することをいいます。
- (14) 運転中の機械・装置等の掃除、修理等
運転中の機械・装置、通電中の電気装置、危険物が入っている物の掃除、注油、修理、点検を行うことをいいます。
- (15) 保護具・服装の欠陥
保護具を使用しない、不安全な服装をすることなどをいいます。
- (16) その他の危険有害場所への接近
つり荷の下に入る、不安全な場所に近づくなどをいいます。
- (17) その他の不安全・不衛生な行動
荷の中抜き、物を投げ渡す、不用意に走ることなどをいいます。
- (18) 運転の失敗
スピードの出し過ぎ等による運転ミスをいいます。
- (19) 誤った動作
荷の持ち過ぎ、物の支え方の誤り、上り方、下り方の誤りなどをいいます。
- (20) その他及び分類不能

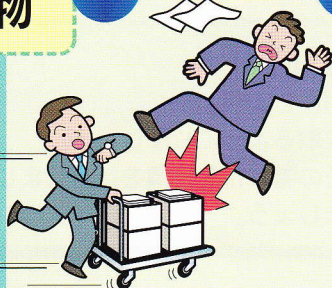


起因物

物（環境を含む）

加害物

人（第三者を含む）



接触

災害の発生

